

平成 31 年 4 月 1 日

とちぎ福祉プラザ利用者各位

2019年10月利用分から、以下の料金が適用されますので、お知らせいたします。  
 なお、今回の料金改正は条例改正に伴うものですので、ご理解ください。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

ア 会議室等

分 施設区分	利用時間区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
第 1 研 修 室		2, 500円	3, 350円	2, 500円
第 2 研 修 室		3, 130円	4, 180円	3, 130円
福祉研修室	A	3, 130円	4, 180円	3, 130円
	B	2, 500円	3, 350円	2, 500円
特 別 会 議 室		2, 500円	3, 350円	2, 500円
2 0 1 会 議 室		1, 250円	1, 670円	1, 250円
3 0 1 会 議 室		1, 560円	2, 080円	1, 560円
4 0 1 会 議 室		1, 560円	2, 080円	1, 560円
4 0 2 会 議 室		1, 250円	1, 670円	1, 250円
4 0 3 会 議 室		1, 250円	1, 670円	1, 250円
多 目 的 ホール		9, 420円	12, 500円	9, 420円
和 室		1, 250円	1, 670円	1, 250円
調 理 実 習 室		1, 560円	2, 080円	1, 560円

イ レクリエーション室

(ア) 専用利用の場合

施設区分	利用時間区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
レクリエーション室		2, 500円	3, 350円	2, 500円

(イ) 普通利用の場合

施設区分	利用時間区 分	午前9時から午後9時まで
レクリエーション室		1人1回(2時間)あたり100円

備考

- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は 2,001 円以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。

ウ 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単位	利用料金
オーバーヘッドプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	200円
CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	2,200円
ピアノ	多目的ホール	台	3,450円
持込器具電源利用料	多目的ホール	500W	200円

備考

- 1 この表における利用料金の額は、アの施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- 2 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力 500W ごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力に 500W 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 3 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は 2,001 円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。